

〔訪問介護相当サービス 市外総合事業新規申請提出書類〕

指定日に対し、20日締切から翌10日迄に受理される事が指定要件です。

（申請締切日は毎月20日ですが（土・日・祝日）の場合は前日の平日が申請書類受付締切日となります）

申請に際しては、余裕をもって提出をお願いします。（郵送受付）

【注意事項】補正等が発生した場合、翌月10日を過ぎても受理できない場合は、事業開始日が翌月以降となります。

提出書類

様式については[こちら](#)からダウンロードしてください。

	様式等	タイトル
1	新規申請連絡票	市外総合事業（新規・更新）連絡票
2	様式第1号	茨木市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
3		履歴事項全部証明書（原本のみ） （3か月以内に発行したもの）
4	付表T1	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）に係る記載事項
5	資格証	サービス提供責任者の資格を証する書類（写し）
6	参考資料1	組織体制図（管理者が兼務している場合のみ） ※市外用の様式一覧の「組織体制図（モデル）」を参照ください。 ※ 従業者数が、付表、勤務表、運営規程と一致していること。
7	参考様式1-1	勤務表（指定権者へ提出している様式でも可） 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数（指定日から4週間分）を記載
8	参考資料5-1S	運営規程（茨木市モデル：訪問介護相当サービス用）
9	様式第16号	老人居宅生活支援事業開始届出書 ※種類は老人福祉法上のサービス名を記入してください。 （種類：老人居宅介護等事業）
10	参考様式9-5	誓約書（総合事業用）【基準用】
11	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書については、2ページ目をご覧ください。	
12	事業所の所在する市町村が発行した総合事業サービスの指定書（写し）	訪問介護（指定有効期限内の指定書の写し）
		訪問型サービス（独自）（指定有効期限内の指定書の写し）
13	返信用封筒	※ （切手必要分貼付）

※提出前に、書類の見直しを必ずお願いします。